

栃木県からのお知らせ

○「介護施設入所者の健口管理の手引き」の作成

介護施設での生活の中で、食べることは、入所者の方にとって大きな楽しみの一つであり、各施設では、入所者の方が安全においしく食事ができるよう、日々努力されているところです。

このような施設での取組を支援するため、県では、医療・福祉分野の様々な団体の方にアドバイスをいただきながら、入所者の食事支援やお口の健康管理に関する「介護施設入所者の健口管理の手引き」をまとめました。

関係施設・事業所に配布しますので、日々のケアに取り入れ、実践してみてください。



入所者の健口管理 6カ条

- 第1条 入所時に歯と口の健康状態や、食形態を確認しましょう。
- 第2条 年1回以上は協力歯科医による歯科健診を受けましょう。
- 第3条 食事前にお口のリハビリをしましょう。
- 第4条 月1回、ミールラウンド(多職種による食事観察)をしましょう。
- 第5条 食後は、お口の中(歯や粘膜、舌など)をきれいにしましょう。入れ歯ははずして洗いましょう。
- 第6条 口腔ケアは、声かけやマッサージなどで不安をやわらげてから始めましょう。

(主な内容)

- * 入所時に本人や家族に聞いておきたいこと
- * 食べる力に合わせた食事支援
- * 食事の前にはお口のリハビリ
- * 多職種による食事支援
～ミールラウンドのすすめ～
- * 口腔ケアのすすめ など

○ミールラウンド・モデル事業の実施施設の募集

令和2年度には、特別養護老人ホーム(地域密着型を含む)を対象に、この手引きを活用した「ミールラウンド・モデル事業」を始めます。

ミールラウンドとは、さまざまな職種の人たちが、入所者の食事の様子を一緒に観察し、課題や支援について話し合うなど、連携して食事支援に取り組むことです。

県では、栃木県歯科医師会に委託し、歯科医師や歯科衛生士を希望する施設に派遣して、施設での口腔機能管理やミールラウンドを支援します。

4月以降に希望する施設の募集を行いますので、ぜひ、応募してください。

○口腔ケア推進のための研修等の実施

令和2年度も、「福祉施設巡回歯科相談・指導事業」と「口腔ケア推進研修会」を実施します。対象となる福祉施設等には、4月以降に募集案内をお送りします。